

公 告

書
類
の
送
達
を
受
け
る
者

黒川 清子

上記（別記を含む）の者の住所、居所、事務所及び事業所が不明ですので、公示送達するため、地方税法第20条の2及び市税条例第12条の規定により、公告します。

なお、上記の者に送達すべき書類は収税第2課に保管していますので、お受け取りください。

令和8年6月11日

神戸市市税事務所長